第二百三十九条　削除

第二百四十条　削除

第二百四十一条　削除

第二百四十二条　削除

第二百四十三条　削除

第二百四十四条　削除

第二百四十五条　削除

第二百四十六条　削除

第二百四十七条　削除

第二百四十八条　削除

第二目　四国行政評価支局

（総務行政相談管理官）

第二百四十九条　四国行政評価支局に、総務行政相談管理官一人を置く。

2　総務行政相談管理官は、命を受けて、四国行政評価支局の所掌事務（評価監視部の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

（地域総括評価官）

第二百五十条　四国行政評価支局に、地域総括評価官四人を置く。

2　地域総括評価官は、命を受けて、四国行政評価支局の所掌事務のうち重要事項に関するものを行う。

（管理官）

第二百五十一条　四国行政評価支局に、管理官一人を置く。

2　管理官は、第二百三十一条第一項各号に掲げる事務をつかさどるほか、命を受けて、四国行政評価支局の所掌事務に関する特定事項についての総合調整に関する事務をつかさどる。

（四国行政評価支局に置く部等）

第二百五十二条　四国行政評価支局に、評価監視部を置く。

2　四国行政評価支局に、評価監視部に置くもののほか、次に掲げる課並びに首席行政相談官一人、主任業務管理官三人及び主任行政相談官三人を置く。

総務課

行政相談課

（評価監視部の所掌事務）

第二百五十三条　評価監視部は、第二百二十六条各号に掲げる事務をつかさどる。

（総務課の所掌事務）

第二百五十四条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　四国行政評価支局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

二　四国行政評価支局の所掌事務に関する総合調整に関すること（管理官の所掌に属するものを除く。）。

三　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

四　公文書類の審査及び進達に関すること。

五　四国行政評価支局の機構及び定員に関すること。

六　四国行政評価支局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

七　四国行政評価支局所属の国有財産及び物品の管理に関すること。

第二百四十条　削除

（総務部の首席行政相談官の職務）

第二百四十一条　総務部の首席行政相談官は、第二百二十九条各号に掲げる事務をつかさどる。

（行政相談部に置く課等）

第二百四十二条　行政相談部に、行政相談課及び首席行政相談官一人を置く。

（行政相談課の所掌事務）

第二百四十三条　行政相談課の行政相談課は、第二百二十七条各号に掲げる事務（行政相談部の首席行政相談官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（行政相談部の首席行政相談官の職務）

第二百四十四条　行政相談部の首席行政相談官は、第二百二十九条各号に掲げる事務をつかさどる。

（第一部に置く職）

第二百四十五条　第一部に、評価監視官三人及び管理官一人を置く。

（第一部の評価監視官の職務）

第二百四十六条　第一部の評価監視官は、命を受けて、第一部の所掌事務（管理官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

（管理官の職務）

第二百四十七条　管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　内閣法第二十七条の規定により管区行政評価局に属させられた事務

二　法第二十五条第二項に規定する事務のうち総務大臣の定める事務

三　次に掲げる事務のうち管区行政評価局長の指定する事務

イ　政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省の事務の総括に関すること。

ロ　行政評価等を行うこと。

ハ　行政評価等に関連して、第十八条第二項第一号ハに規定する業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。

ニ　行政評価等に関連して、第十八条第二項第一号ニに規定する地方公共団体の業務の実施状況に関し調査を行うこと。

（第二部に置く職）

第二百四十八条　第二部に、評価監視官三人を置く。

（第二部の評価監視官の職務）

第二百四十九条　第二部の評価監視官は、命を受けて、第二部の所掌事務を分掌する。

（行政評価分室）

第二百五十条　北海道管区行政評価局の所掌事務を分掌させるため、函館市、旭川市及び釧路市に行政評価分室を置く。

2　行政評価分室に、行政評価分室長を置く。

第二目　四国行政評価支局

（四国行政評価支局に置く部等）

第二百五十一条　四国行政評価支局に、評価監視部を置く。

2　四国行政評価支局に、評価監視部に置くもののほか、次の二課及び首席行政相談官一人を置く。

総務課

行政相談課